

ふくしの杜ほんじょうプラン21

(第2期本庄市地域福祉計画・第2期本庄市地域福祉活動計画)

進捗管理シート(令和2年度取組状況)

ご意見を反映し、修正を加えた進捗管理シート
(赤字で表記)

※修正を加えたシートのみ送付させていただいております。

本庄市

ふくしの杜ほんじょうプラン21 進捗管理シート

実行課

地域福祉課

基本戦略1	市民の生活を支える仕組みづくり				
施策細目(1)	相談支援の仕組みづくり				
重点施策①	包括的な相談支援体制の構築				
重点事項・ 重点的取組	事業				
	3. 新たな機能の設置に係るプロジェクトチーム等の設置				
	概要				
	庁内相談・政策管理機能部署及び機能集約センターの2つの新たな機能の設置にあたり、設置方法・人員配置・分掌事務等の在り方や実施に係る技術的課題について具体的な検討を進めるためのプロジェクトチーム及び組織内調整を行うための準備室を設置します。				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年次計画 (予定)	PTの設置	新たな機能の設置準備室の設置	—	—	—
指標目標 ※年度初めに設定	ワーキンググループの設置	ワーキンググループでの調査研究	ワーキンググループでの調査研究	—	—

<令和2年度実施結果>

具体的な取組内容		成果
<p>昨年度設置したワーキンググループにおいて、庁内総合相談支援体制の設置及び機能集約センターの必要性や構築に係る課題等について協議を行いました。</p> <p>※【関係課】地域福祉課、生活自立支援課、障害福祉課、介護保険課、健康推進課、子育て支援課、保育課</p> <p>庁内総合相談支援体制のワーキンググループメンバー：福祉部長及び上記関係課長</p> <p>機能集約センターワーキンググループメンバー：上記関係課の担当者</p>		<p>【総合相談支援体制】</p> <p>ワーキンググループ会議1回</p> <p>企画課との組織ヒアリング：3回</p> <p>調整会議：1回</p> <p>ワーキンググループメンバーにおいて適宜情報共有のための打ち合わせを実施。</p> <p>【機能集約センター】</p> <p>ワーキンググループ会議：2回（対面による会議1回、書面会議1回）</p>
自己評価	今後の方針	
A	<p>庁内総合相談支援体制及び機能集約センターの設置に向けて、引き続きワーキンググループ等で具体的な方向性を協議していきます。</p>	

A達成 B未達成 C検討中 D中止

<<備考>>

ふくしの杜ほんじょうプラン21 進捗管理シート

実行課

介護保険課

基本戦略1	市民の生活を支える仕組みづくり				
施策細目(1)	相談支援の仕組みづくり				
重点施策②	福祉窓口の多チャンネル化				
重点事項・ 重点的取組	事業				
	5. 市民への情報提供手段の再検討(取組事例②)				
	概要				
	講演会や健診等の市の事業において、多様な情報を参加者等に提供することで、情報提供機会を拡大するとともに、市民の日常生活の中で自然に福祉関係情報等を取得できるように情報提供手段及びその機会の確保に努めます。				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年次計画 (予定)	調査研究				
指標目標 ※年度初めに設定	民間事業者との 共同事業の実施	調査研究 情報提供の実施	調査研究 情報提供の実施		

<令和2年度実施結果>

具体的な取組内容	成果
本庄市児玉郡医師会立健診センターで実施するがん検診や特定健診の待ち時間を利用して、地域包括ケアシステムや介護予防、生活支援、在宅医療(人生会議)等の動画を放映し周知を図りました。また、介護予防(はにほん筋力トレーニング)については、広報やホームページ、厚生労働省「集まろう通いの場」によるweb発信、本庄ケーブルテレビの協力による放映を行い、多くの人に対する周知を行いました。	動画放送: 53日間 (参考: 令和元年度46日間)
自己評価	今後の方針
A	今後も関係課や関係機関と連携し、様々な場や方法で情報提供を行っていきます。

A達成 B未達成 C検討中 D中止

<<備考>>

ふくしの杜ほんじょうプラン21 進捗管理シート

実行課

地域福祉課

基本戦略1	市民の生活を支える仕組みづくり				
施策細目(2)	横断的なサービスづくり				
重点施策②	権利擁護の推進				
重点事項・ 重点的取組	事業				
	1. 成年後見制度利用促進のための拠点の設置と支援				
	概要				
	成年後見制度を推進するための中核的拠点を設置し、制度の適切な利用を促進するための計画の策定を図ります。計画策定を通じ、制度を取り巻く社会資源とのネットワークの形成や、低所得等により制度を利用することが難しい人への支援の充実を図ります。				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年次計画 (予定)	中核的拠点の設置	中核的拠点の設置 ネットワークの形成	ネットワークの形成		
指標目標 ※年度初めに設定	拠点の設置に向けた調査研究の実施	拠点の設置に向けた調査研究の実施	拠点の設置、具体的な事業内容の調整など		

<令和2年度実施結果>

具体的な取組内容	成果
令和2年9月29日に、本庄市において三士会※との意見交換会を行いました。また、中核的拠点の設置に向けて、成年後見相談事業等を委託している社会福祉協議会と、今後の方向性について検討を重ねました。 ※三士会：弁護士会、司法書士会、社会福祉士会	三士会との意見交換を通じて、権利擁護の必要性について深く学ぶことができました。社会福祉協議会との連携を強め、拠点の整備について検討することができました。

自己評価	今後の方針
A	令和3年7月に、中核的拠点である「本庄市成年後見サポートセンター」を設置します。本庄市から本庄市社会福祉協議会への委託により運営するため、具体的な事業内容の調整をはじめ、新しい機関として周知を図るなど、支援を続けていきます。

A達成 B未達成 C検討中 D中止

<<備考>>

ふくしの杜ほんじょうプラン21 進捗管理シート

実行課

地域福祉課

基本戦略1	市民の生活を支える仕組みづくり				
施策細目(2)	横断的なサービスづくり				
重点施策④	災害時における支援体制の構築				
重点事項・ 重点的取組	事業				
	1. 避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)の策定と周知啓発				
	概要				
	現行の災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)を避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)(以下「全体計画」という。)に改正し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するとともに、全体計画の周知啓発を行うことで、避難行動要支援者名簿登録者数の拡大を図ります。				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年次計画 (予定)	全体計画の改正	計画の周知啓発及び避難行動要支援者要支援者名簿登録者数の拡大			
指標目標 ※年度初めに設定	計画の調査研究 の実施	計画の調査研究 の実施	計画の調査研究 の実施		

<令和2年度実施結果>

具体的な取組内容		成果
<p>全体計画の改正に向けた取組方法を検討しましたが、全体計画改正には至りませんでした。避難行動要支援者支援制度として周知啓発を図り、対象者へ名簿記載への同意確認を実施しました。</p>		<p>新たな制度対象者へ名簿登載の同意確認を実施し制度の充実を図ることができました。</p>
自己評価	今後の方針	
B	<p>全体計画の改正を進めるとともに避難行動要支援者名簿登録の拡大を図り、制度の充実を促進します。</p>	

A達成 B未達成 C検討中 D中止

<<備考>>

ふくしの杜ほんじょうプラン21 進捗管理シート

実行課

企画課

基本戦略1	市民の生活を支える仕組みづくり				
施策細目(3)	人にやさしい生活環境の充実				
重点施策②	移動の支援				
重点事項・ 重点的取組	事業				
	2. 公共交通の充実強化				
	概要				
	公共交通は自家用車に代わる移動手段として交通弱者への対応や環境負荷の軽減等の観点から各交通機関との連携強化を図ります。また、人の交流促進を促すため市域を越えた公共交通網のさらなる利便性・快適性の向上を図り、市内を快適に移動できる交通網の充実を図ります。				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年次計画 (予定)	公共交通の充実強化				
指標目標 ※年度初めに設定	市内公共交通利用者数(路線バス・デマンドバス・シャトルバス) 84万人	市内公共交通利用者数(路線バス・デマンドバス・シャトルバス) 85万人	市内公共交通利用者数(路線バス・デマンドバス・シャトルバス) 66万人 ※指標目標86万人を新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少を考慮した数値に修正しています。		

<令和2年度実施結果>

具体的な取組内容	成果
交通弱者の移動手段の確保や交通不便地域の解消など、誰もが移動しやすい公共交通を目指し、市内公共交通(路線バス、デマンド交通等)の補助金を交付したほか、利便性向上を図るため本市交通政策協議会等で協議を行いました。 児玉折返し場から赤城乳業千本さくら工場までバス路線の延伸を行いました。	市内公共交通利用者数(路線バス・デマンドバス・シャトルバス) 645,503人 開催回数2回(書面協議)
自己評価	今後の方針
B	新型コロナウイルス感染症の影響により、市内公共交通利用者数が減少しておりますが、今後も、誰もが安心して移動できる公共交通を目指し、市内公共交通の利便性向上を図ります。

A達成 B未達成 C検討中 D中止

<<備考>>

参考【令和2年度市内公共交通利用者(645,503人)と補助金(37,654,371円)の内訳】

◆デマンド交通(はにぼん号、もといずみ号)

利用者: 本庄北3,227人、本庄南3,402人、児玉市街地1,572人、児玉山間928人

補助金: 17,276,246円

◆シャトル便(はにぼんシャトル)

利用者: 8,671人

補助金: 6,508,489円

◆生活バス路線

利用者: 児玉折返し場線182,736人、神泉総合支所線127,235人、寄居線8,375人、伊勢崎線309,357人

補助金: 児玉折返し場線10,937,026円、神泉総合支所線332,610円、寄居線2,600,000円、伊勢崎線0円

ふくしの杜ほんじょうプラン21 進捗管理シート

実行課

地域福祉課・営繕住宅課

基本戦略1	市民の生活を支える仕組みづくり				
施策細目(3)	人にやさしい生活環境の充実				
重点施策③	住まいの確保				
重点事項・ 重点的取組	事業				
	1. 住宅セーフティネット法による「居住支援協議会」の設置				
	概要				
	法の主な内容としては、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低所得者、子育て世帯等の「住宅確保要配慮者」の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設、「居住支援協議会」の設置、居住支援法人の指定等が制度化されました。「居住支援協議会」は住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるように推進する組織であるため、設置検討を推進していきます。				
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年次計画 (予定)	住宅セーフティネット法による「居住支援協議会」の設置				
指標目標 ※年度初めに設定	調査研究の実施	調査研究の実施	調査研究の実施		

<令和2年度実施結果>

具体的な取組内容	成果
<p>地域福祉課と営繕住宅課において、「居住支援協議会」の設置の必要性について協議を行いました。本庄市は「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」に参加しており、市営住宅に入居できない住宅確保要配慮者については、市内のあんしん賃貸住まいサポート店※を紹介しています。</p> <p>※高齢者・障害者・外国人・子育て・被災者・失業者・生活保護・低所得者等の世帯の住まい探しにご協力いただける不動産仲介業者のこと。本庄市内の加盟店は4店舗。</p>	<p>地域福祉課と営繕住宅課との協議：1回</p> <p>埼玉県住まい安心支援ネットワーク全体会議への参加：書面会議1回</p>
自己評価	今後の方針
B	「居住支援協議会」の設置の必要性について現状の把握及び関係課との協議を進めていきます。

A達成 B未達成 C検討中 D中止

<<備考>>